

2024年度（令和6年度）

ソウエル団体生命・総合医療保険・積立年金保険

別冊資料



概要・特に重要なお知らせ

概要

■ 申込方法および記入要領 …… 1

■ 団体生命保険	取扱内容	……………	3
■ 総合医療保険	取扱内容	……………	6
■ 積立年金保険	取扱内容	……………	9

特に重要なお知らせ

団体生命保険 < 団体定期保険 >

● ご契約の概要について【契約概要】	……………	13
● 特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	……………	15
● 正しく告知いただくために	……………	25
● ご加入の生命保険をご活用いただくために	……………	27

総合医療保険 < 総合医療保険(団体型) >

● ご契約の概要について【契約概要】	……………	17
● 特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	……………	19
● ご加入のみなさまへ	……………	21
● 正しく告知いただくために	……………	25
● ご加入の生命保険をご活用いただくために	……………	27

積立年金保険 < 拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険 >

● ご契約の概要について【契約概要】	……………	29
● 特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	……………	31
● 給付額試算表	……………	33

引受保険会社(事務幹事会社): 日本生命保険相互会社

◎ ご相談窓口等 …………… 裏表紙

* ご加入(増額)のご検討に際しましては、こちらの「別冊資料(概要・特に重要なお知らせ)」とあわせて、パンフレット等にて必ず詳細をご確認ください。

申込方法

以下の1～4のうち、該当する項の「申込書兼告知書」「口座振替依頼書」および「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。

		【提出先・提出締切日】	
今年度、新規に加入される方	1	 申込書兼告知書  口座振替依頼書 ※本人控は大切に保管してください。 (加入者証は発行されません。)6月末にご加入内容のご案内が発行されます。	▼今年度、新規に加入される方▼ ▼すでに加入されている方▼ 福利厚生センター保険部 2024年 1月12日(金)必着
	2	加入内容に変更のない方  申込書兼告知書  口座振替依頼書 申込書兼告知書、口座振替依頼書は提出不要	
3	加入内容を変更される方  申込書兼告知書 申込書兼告知書		
4	死亡保険金受取人を変更される方  死亡保険金受取人指定書 死亡保険金受取人指定書		

新規加入・更新について

団体生命保険、総合医療保険、積立年金保険

効力発生日（加入（増額）日）

2024年4月1日（ただし、半年払（ボーナス時一時払）の効力発生日は2024年7月1日からです。）

お申込み手続き

- ①新規に加入される方は、黒ボールペンで必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を福利厚生センター保険部へご提出ください。
また、団体生命保険にご加入の方で本人との続柄が「その他（9）」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
新規加入のお申込みをされない方は「申込書兼告知書」のご提出は不要です。
 - ②（団体生命保険にご加入の方のみ）すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
 - ③その他内容の変更（脱退を含みます。）がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。積立年金保険を脱退される場合は、「異動通知兼給付金請求書」をご提出ください。
内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
 - ④必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 3枚複写となっています。1枚目・2枚目をご提出ください。（3枚目は本人控となります。）

継続加入の方へのご注意

団体生命保険における配偶者の死亡保険金受取人は原則として本人（主たる被保険者）です。それ以外の方を死亡保険金受取人とされている場合、「申込書兼告知書」の配偶者の「被保険者氏名」欄下に「*」が付いています。

保険料の個人口座振替について

口座振替会社

ニッセイ情報テクノロジー（株）

取扱金融機関

- ・全ての都市銀行・地方銀行・信用金庫・労働金庫
 - ・三井住友信託銀行、のぞみ信用組合、SMBC信託銀行、SBI新生銀行、PayPay銀行
 - ・ゆうちょ銀行（貯金総合通帳をお持ちの場合のみ）
- ※上記以外の信用組合・信託銀行・農協等はお取り扱いできません。

保険料振替日

- ◆月払
毎月12日 2024年4月12日から振替開始
 - ◆半年払（ボーナス時一時払）※積立年金保険
年2回（2024年7月12日、2025年1月14日）の振替
- ※金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。

万一振替ができなかった場合

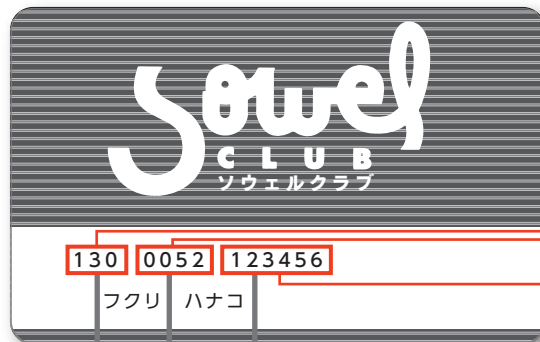
翌月の振替日に2カ月分を合算して振替えます。2カ月連続で振替ができなかった場合、初回振替日の前月末日に遡って脱退となります。

その他留意点

- ・この保険の加入資格はソウェルクラブの一種会員および019会員であることが原則ですので、会員資格を失われた場合は、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
また、退職された方についても同様です。脱退2カ月前までに福利厚生センター保険部へご連絡ください。
※自己都合による中途脱退についてはお申し出日以降2カ月後の解約が目的となります。
- ・取扱金融機関に登録された内容について変更があった場合（例えば銀行名、支店名、口座番号や住所変更等）速やかにご連絡ください。
- ・口座変更を希望される方につきましては、2カ月前までに福利厚生センター保険部へご連絡ください。
※新しい口座からは約2カ月後に振替を開始します。

ソウェル団体生命・総合医療保険・積立年金保険にご加入の場合、ご本人様に月額255円の制度運営費が掛かります。
（1つの保険にご加入の場合でも、複数の保険にご加入の場合でも、制度運営費は同額の255円となります。）
毎月の保険料にご本人様の制度運営費月額255円をあわせて口座振替いたします。

「申込書兼告知書」記入要領



都道府県コード
(3ケタ)

法人コード(契約者コード)
(4ケタ)

会員コード(職員No.)
(6ケタ)

※事業所コードは会員カードに
表示がありません。(2ケタ)

団体生命保険 (団体定期保険)

パンフレット2ページの保
険金額の中から選択して
右づめでご記入ください。
今回脱退される方は右づ
めで「0」とご記入ください。
(すでにご加入の方で申込
保険金額が未記入の場合、
同額継続とみなします。)
配偶者・子どもも申込み
される場合にご記入くださ
い。パンフレット2ページの
保険金額の中から選択して
右づめでご記入ください。
氏名はすべてカタカナで
ご記入ください。
(加入資格のある子ども
は全員同額でご加入くださ
い。)

「50」と
ご記入く
ださい。

事業所コードはご自身の勤務先
までお問合せください。

「申込書兼告知書」を
記入された日を和暦で
ご記入ください。

団体生命保険 (団体定期保険)

すでに加入されている方
で、本人の死亡保険金受
取人を変更される場合は
「死亡保険金受取人指定
書」をご提出ください。
新規に加入される方は、氏
名はカタカナでご記入く
ださい。続柄は続柄コード
([「申込書兼告知書」の裏面
くお申込みにあたって]をご
参照ください。)をご記入の
うえ、人数もご記入くださ
い。

積立年金保険 (拠出型企業年金保険)

月払は1口(1,000円)以
上、また半年払(ボーナス
時一時払)をご希望の場
合は1口(10,000円)以
上でお申込みください。
※半年払(ボーナス時一時
払)にご加入の場合は、月
払のご加入が必要です。
※月払と半年払(ボーナス時
一時払)の1口あたりの保
険料は異なります。ご注意
ください。

必ず押印してください。
(スタンプ印使用可)

総合医療保険 (総合医療保険(団体型))

パンフレット3ページの入
院給付金日額の中から選
択し、右づめでご記入く
ださい。
今回脱退される方は右づ
めで「0」とご記入くださ
い。

ソウェル団体生命・総合医療保険・積立年金保険

申込書兼告知書

1 ニッセイ用

社会福祉法人 福利厚生センター

50+都道府県コード	所属(右詰9桁)都道府県+契約者+事業所コード	契約者+職員コード	グループ区分	申込日(告知日)	申込締切日	効力発生日
50130	130005201	0052123456	01	0517270	61112	641

被保険者氏名(カタカナでご記入ください)	団体生命保険	本人の死亡保険金受取人5名(カタカナでご記入ください)	続柄	人数	申込印(告知印)
セイ フクリ	タロウ	フクリ	ハナコ	1	1

性 別	生 年 月 日	申 込 金 額		申 込 口 数	
		保 険 金 額 (万円)	入院給付金日額 (円)	月 払	半年払 合計口数
本人	580912	7500	6000	70	5
現在加入内容		1000			

家族区分	被 保 険 者 氏 名 (カタカナでご記入ください)	性 別	生 年 月 日	申 込 金 額		申 込 印 (告知印)
				保 険 金 額 (万円)	入院給付金日額 (円)	
01	フクリ ハナコ		6717170	500		継続
子ども	フクリ イチロウ		230503	200		継続
	フクリ カズコ		257273	200		継続

告知欄

新規加入・増額する
申込者それぞれがパ
ンフレット等に記載
の加入資格を満たし
ていること、および
裏面の質問事項を
確認のうえ告知し
ます。

※主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください)】

団体生命保険
総合医療保険
フクリ イチロウ

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

積立年金保険のみお申込みの方は、告知欄については記入しないでください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

保険金の年金受取り

- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種 類	受取期間					
確定年金	① 5年 ② 10年 ③ 15年 上記①～③から選択してください。	① 定額型 ② 逓増型 (年5%の単利) 上記①②から選択してください。	① 年1回受取り ② 年2回受取り (6カ月ごと) ③ 年4回受取り (3カ月ごと) 上記①～③から選択してください。	{ 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日 上記のいずれかを選択してください。	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・ 年金受取開始日後の配当金の受取り方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

○年金とともに受取する方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】

- ・ 所定の利率（*）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

（*）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》

福利厚生センターの一種会員および019会員の方

新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。

継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

《配偶者》

会員の配偶者の方

新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。

継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

《こども》

会員の扶養するこども（*）で

年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保険金額は同一となります。

（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

（ご注意）

- ① 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保険金額で継続加入できます。
- ② 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③ 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ④ 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- ⑤ 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- ⑥ 会員が福利厚生センターの会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。また、退職された方についても同様です。（加入資格がないまま保険料を払込みいただいても保障はありません。）

保険期間

- 保険期間は効力発生日～2025年3月31日までです。

以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ② 加入資格を失われた日
 - ③ 更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 自己都合による中途脱退についてはお申し出日以降2カ月後の解約が目途となります。

脱退にともなう個人保険商品のご案内

- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
ただし、個人保険へのご加入手続き（「申込書」のご提出）（注）を、団体定期保険の脱退日から1カ月以内に完了いただくこと等が必要です。
(注) 一時払の場合には、保険料のお払込みも必要です。
※詳細はお手続き時に裏表紙に記載の団体窓口へご確認ください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

税務上のお取扱い

<保険料>

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。
生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

●死亡保険金

《 本 人 》

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》

本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

<年 金>

●年金

（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※

※ 必要経費＝ $\frac{\text{年金年額} \times \text{年金基金充当金}}{\text{除配当金} \times \text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、2023年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険金のお支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

（1）視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

保険金のお支払事由（続き）

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ①語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

●引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（※2）

（※1）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

●高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）

したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

●告知義務違反による解除の場合

ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

●詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

- （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

●当制度は社会福祉法人福利厚生センターが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2023年5月8日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社

日本生命保険相互会社（66.0%）（事務幹事会社）

第一生命保険株式会社（22.0%）

明治安田生命保険相互会社（8.0%）

住友生命保険相互会社（4.0%）

主な保障内容

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（*）以後に生じることが必要となります。
（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上 継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 62日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院を されたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、 公的医療保険制度の対象となる 手術または先進医療に該当する手 術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的 医療保険制度の対象となる手術ま たは先進医療に該当する手術等を 受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる 放射線治療または先進医療に 該当する放射線照射・温熱療法を 受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を差し引きます。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、当【別冊資料】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

総合医療保険 取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》

公的医療保険制度に加入している福利厚生センターの一種会員および019会員の方
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②会員が福利厚生センターの会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。また、退職された方についても同様です。(加入資格がないまま保険料を払込みいただいても保障はありません。)

保険期間

- 保険期間は効力発生日～2025年3月31日までです。
以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。
また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 自己都合による中途脱退についてはお申し出日以降2カ月後の解約が目途となります。

受取人

- 本人(主たる被保険者)の入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下、「加入日(*)」については同じ内容を表しています。

- ・お支払いは、1回の入院について62日、通算して1,095日を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- ・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。
ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】

- ・お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎります。
- ・すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金

額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。

- ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

- ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- ・お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。
- ・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。
- ・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

税務上のお取扱い

【保険料】

- 制度運営費については、介護医療保険料控除の対象ではありません。

- この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

【給付金】

- 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、2023年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は社会福祉法人福利厚生センターが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

- 社会福祉法人福利厚生センターの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

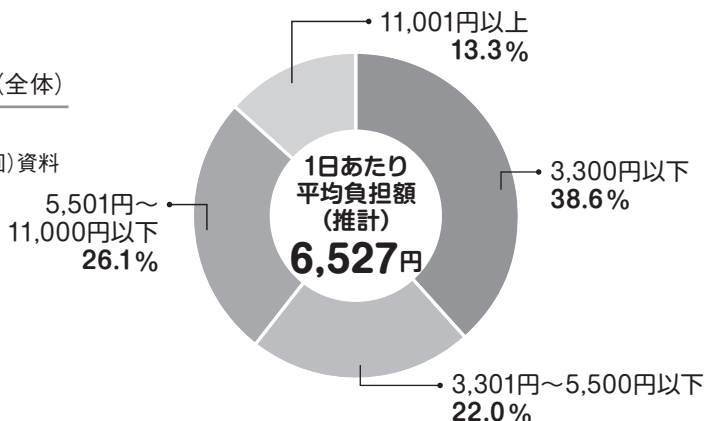
DATA

入院時1日あたりの差額ベッド料は?

特別の療養環境の提供に係る1日あたりの患者負担額(全体)

厚生労働省

「2021年(令和3年) 中央社会保険医療協議会総会(第488回)資料
主な選定療養に係る報告状況」



積立年金保険 取扱内容

加入資格

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日（満60歳到達直後の3月末日）までの期間が2年以上ある福利厚生センターの一種会員および019会員の方。

なお、定年延長で上記保険料払込期間満了日を超えて勤務する場合は、満65歳到達直後の3月末日までの継続加入が可能。

*ただし、新規加入は58歳まで（上記保険料払込期間満了日まで2年以上ある方）となります。

（注）配偶者・こどもは加入できません。

保険料払込期間中に会員が福利厚生センターの会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険料

<月 払>

1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高200口まで加入できます。

<半年払（ボーナス時一時払）>

1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高100口まで加入できます。

<退職時一時払>

1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高2,000口まで加入できます。

※確定年金を選択される場合、退職時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額とします。

- 保険料はご加入者（被保険者）負担です。
- 月払保険料は毎月12日（金融機関定休日の場合は翌営業日）に制度運営費と合わせて所定の口座から振替えます。（第1回は2024年4月12日）
- 半年払（ボーナス時一時払）保険料は年2回、7月と1月の各12日（金融機関定休日の場合は翌営業日）に所定の口座から振替えます。（第1回は2024年7月12日）7月と1月に振替えられる保険料は同額となります。
- 万一、振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2カ月分を合算して振替えます。2カ月連続で振替ができなかった場合、初回振替日の前月末日に遡って脱退となります。
- 退職時一時払の保険料払込を希望する場合、保険料のお払込みは満60歳到達直後の3月末日とし、福利厚生センター保険部へご連絡のうえ、各人で振込みいただきます。
- 自己都合による中途脱退についてはお申し出日以降2カ月後の解約が目途となります。
- 半年払（ボーナス時一時払）・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：満60歳到達直後の3月末日とします。
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方に限ります。

給付内容

〔保険料払込期間満了後の給付内容〕

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
5年確定年金・10年確定年金・15年保証期間付終身年金

《5年確定年金・10年確定年金》

・年金受取期間中

5年間または10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《15年保証期間付終身年金》

・保証期間中

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。

保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）

15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

・保証期間経過後

ご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。なお、支払日が金融機関の定休日の場合は翌営業日となります。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

- 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

また、次の個人保険を選択いただくこともできます。

※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

一時払退職後終身保険

〔保険料払込期間中の給付内容〕

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、死亡加算は4月1日から適用されます。

保険料の減額

募集時期に変更いただくことができます。

- 別表の事由①～⑦に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。

保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。

ただし、月払1口・半年払（ボーナス時一時払）1口を最低残すものとします。

保険料の払込中断

- 別表の事由①～⑦に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。

（ただし、月払保険料のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払・半年払（ボーナス時一時払）両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払（ボーナス時一時払）保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。）

なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。

保険料積立金の一部受取り（減口）

- 別表の事由①～⑥に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは最低50万円以上、1万円単位でお取扱いします。

- 保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることではできません。（積立てておきます。）

<別表>

- ①災害
- ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）
- ③住宅の取得
- ④教育（親族の教育を含む。）
- ⑤結婚（親族の結婚を含む。）
- ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合

年金の繰延

1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。ただし、繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。

受取人

- 年金（年金にかえての一時金を含む）、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。

- 遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。

（※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。

- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。

- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。

また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。

※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

税務上のお取扱い

〔拠出型企業年金保険〕

<保険料>

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

- ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。

※当積立年金保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立年金保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立年金保険は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。

①旧契約のみで控除額を計算

②新契約のみで控除額を計算

③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

<年金・一時金>

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

●年金

（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）

－（基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}}$ ）

- 減口による一部受取り・脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（一時金額－払込保険料累計額－50万円）× $\frac{1}{2}$

※同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

税務上のお取扱い（続き）

●遺族一時金

相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

〔一時払退職後終身保険〕

<保険料>

- 一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。一時払退職後終身保険の一時払保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

<保険金>

●死亡保険金

相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

●高度障がい保険金

本人が受取人の場合、非課税です。

※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、2023年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は社会福祉法人福利厚生センターが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。

- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合（2023年5月8日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社

日本生命保険相互会社（66.0%）（事務幹事会社）

第一生命保険株式会社（22.0%）

明治安田生命保険相互会社（8.0%）

住友生命保険相互会社（4.0%）

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。



保険料払込期間満了後のお取扱い

終身保障コースをご選択の場合

<一時払退職後終身保険>

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

当終身保障コースは2016年7月2日以降は取扱いを休止しております

- 一時払退職後終身保険は、積立年金保険（拋出型企業年金保険）のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、社会福祉法人福利厚生センターを経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込み（充当）いただくことにより、終身にわたって、死亡・所定の高度障がいに対応しながら資産形成ができます。
- ご契約にあたっては、積立年金保険（拋出型企業年金保険）に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知または診査が必要です。
- 積立年金保険（拋出型企業年金保険）の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
- なお、次の5つの条件全てに該当した場合に限り、告知または診査なしで、終身保険を契約いただくことができます。
 - ①団体生命保険（団体定期保険）に退職日直前まで2年を超えて継続して本人として加入されている方であること
 - ②終身保険の契約日の前日までに団体生命保険（団体定期保険）から脱退していること
 - ③年齢54歳6カ月超65歳6カ月以下の方であること（終身保険の契約日現在の年齢）
 - ④加入手続き（保険会社宛の保険料払込み・契約申込書提出）を団体生命保険（団体定期保険）脱退日から1カ月以内に完了すること
 - ⑤終身保険のお申込み保険金額が1,500万円以下かつ団体生命保険（団体定期保険）の脱退時主契約保険金額以下であること（100万円以上でお申込みください）

【お支払事由の概要】

お支払事由の概要	契約時設定可能な保険金額
死亡保険金 死亡されたとき 高度障がい保険金 責任開始時以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障がい状態になられたとき	死亡・高度障がい保険金額は、最高1,500万円、最低100万円とします。

高度障がい保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。



- 当別冊資料に記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「注意喚起情報 + ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」に記載されております。
- 一時払退職後終身保険のお申込みにあたっては「注意喚起情報 + ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。

団体生命保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

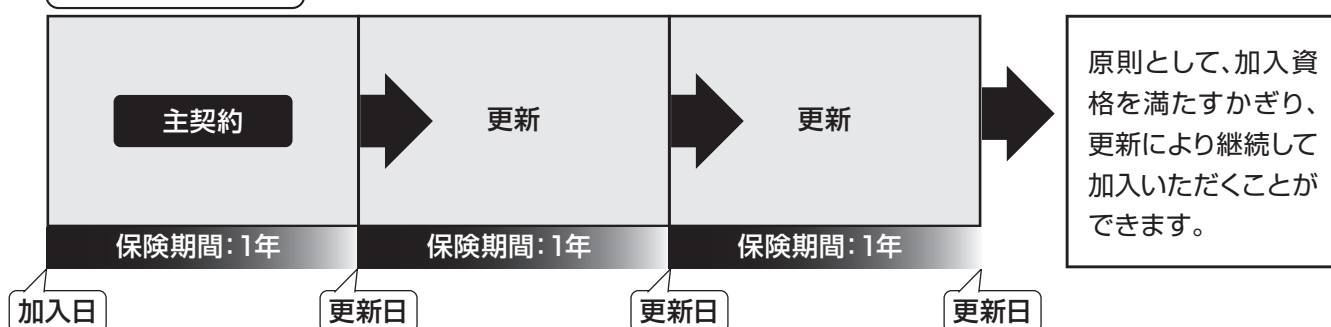
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保険金額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)保険金額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保険金額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方が本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療保険 ご契約の概要について【契約概要】

総合医療保険(団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

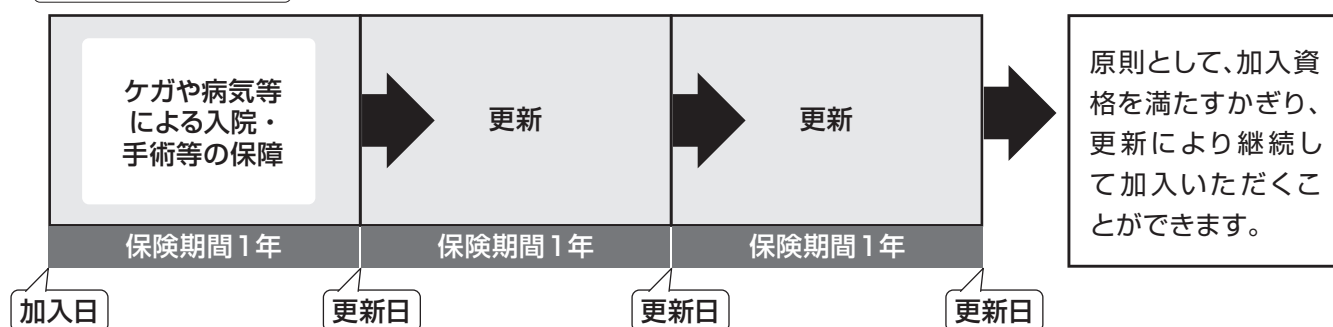
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 ×入院日数	〔1回の入院 ※2〕 62日 〔通算〕 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額×5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額×20	通算なし
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額×5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額×10	通算なし (60日の間に1回)

- ・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(※)以後に生じることが必要となります。
- ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかざります。
- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- (※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- 保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

総合医療保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方が本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。

(1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合

- ・ 保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・ 被保険者の犯罪行為によるとき
- ・ 被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・ 被保険者の薬物依存によるとき
- ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
- ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

(2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合

※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。

- (3) 告知義務違反による解除の場合
- (4) 詐欺による取消の場合
- (5) 不法取得目的による無効の場合
- (6) 保険契約が失効した場合
- (7) 重大事由による解除の場合

- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約(総合医療保険(団体型))を含むものとします。

当社(日本生命保険相互会社)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。利用されることがあります。
なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

- 【登録事項】
- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
 - ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
 - ③治療給付率
 - ④入院給付金日額
 - ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
 - ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
 - ⑦契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。
また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(※1)
入院給付金	ケガや病氣、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額×20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(※1)
放射線治療給付金	放射線治療(※2)を受けたとき	入院給付金日額×10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

- *1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- *2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限ります。
- *3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

- 被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。
- (1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - ②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
 - ③1泊2日以上継続した入院であること
 - ④別表3に定める病院または診療所における入院であること
- (2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
 - ②1泊2日以上継続した入院であること
 - ③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

- (1)2回以上入院をされた場合
- ・入院給付金について
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
 - ・入院療養給付金について
すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)
- (2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

- 被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。
- (1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
- ③次の(a)(b)いずれかの手術であること
- (a) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 創傷処理
(ii) 皮膚切開術
(iii) デブリードマン
(iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
(v) 外耳道異物除去術
(vi) 鼻内異物摘出術
(vii) 抜歯手術
- (b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
(ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
- (2) 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
- ①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
- ②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1) 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2) 一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3) 入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
- (1) その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2) 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- (3) 次のいずれかの放射線治療であること
- ① 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
- ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4) すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

- 入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
- ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- (注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
- (注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2) 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5) 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
- (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払ないことがあります。
- 以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
- ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
 - ・当社所定の『給付金請求書』
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - － 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1) 入院給付金をご請求いただく場合
 - ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・すでに**退院している**こと。
 - ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- (2) 手術給付金をご請求いただく場合
 - ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

<以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - － 事故状況報告書
 - － 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書
(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・海外の病院または診療所の場合
 - － **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書** ※診断書の和訳文も添付願います。
 - － **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

<ご注意>

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。))および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

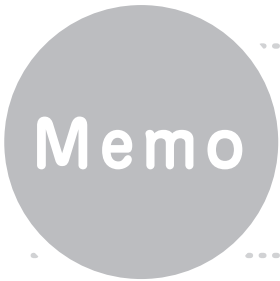
別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することといい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。



Memo

正しく告知いただくために

団体定期保険・医療保険(※)セット

(※) 医療保険の対象商品：総合医療保険（団体型）・新医療保障保険（団体型）・医療保障保険（団体型）

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人があらひのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけだけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(※)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。

こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

【団体定期保険】

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

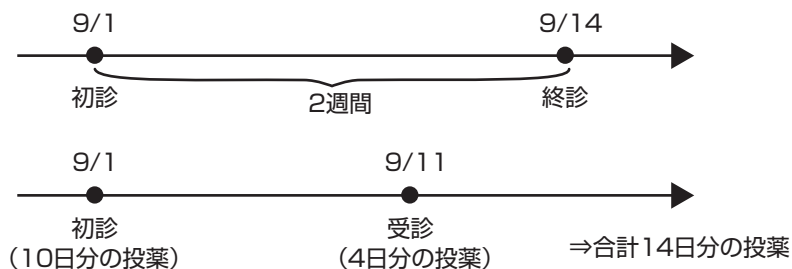
【医療保険】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことはありますか。

＜補足説明＞

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間(※)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(※)以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(※)以上の場合や、合計2週間(※)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(※)以上」となります。
※医療保険の場合は、7日間となります。

【2週間の例】



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
A病院にて入院の後、手術のため
B病院へ転院した。その後経過良
好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、
最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他
の入院について請求を失念されるケースがみられます。
転院前のA病院での入院期間（2日以上）についても入院給付金
をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
入院を伴わない手術は支払いの対
象にならないと思い、手術給付金
の請求をしなかった。

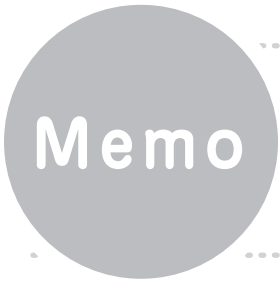
総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療
保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付
金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象と
なる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお
受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等をお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】
「主な保障内容」をご参照ください。



Memo

積立年金保険 ご契約の概要について【契約概要】

拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

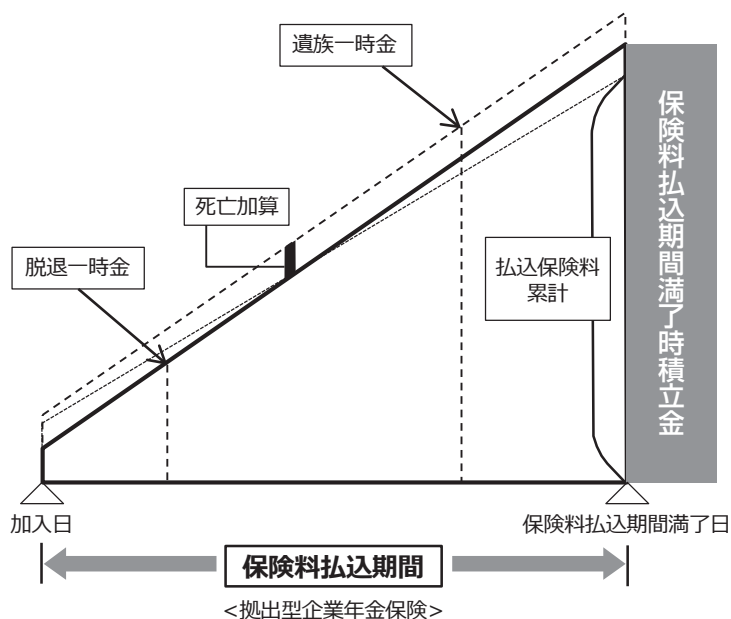
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

しくみ図(イメージ)



年金

年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

また、「給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。



ご注意

左記しくみ図はイメージです。詳細につきましてはパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

加入資格

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者（被保険者）にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただきます。
5年確定年金、10年確定年金、
15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。また、次の個人保険を選択いただくこともできます。
※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。（2016年7月2日以降は取扱いを休止しております。）
 - ・ 一時払退職後終身保険

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合（この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について 【注意喚起情報】

拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(*)となります。
※所定の加入日(*)については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。
※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

(1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき

- その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。

(2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき

- 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。

(3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき

- 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき

- 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (工)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。([生命保険相談所]・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付額試算表

積立年金保険

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額（元本）を上回るには、一定の期間（下表の例の場合、4年間）を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は「パンフレットおよび上記に記載の給付額について」をご確認ください。

男性

月 払

月払10口 10,000円加入の場合（保険料払込期間満了年齢：60歳）

積立 期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (約) (円)
1	120,000	118,400	(2,000)	(1,000)	(400)
2	240,000	238,200	(4,000)	(2,000)	(900)
3	360,000	359,100	(6,100)	(3,100)	(1,400)
4	480,000	481,300	(8,100)	(4,200)	(1,900)
5	600,000	604,900	10,200	(5,300)	(2,400)
6	720,000	729,700	12,400	(6,300)	(2,900)
7	840,000	855,900	14,500	(7,500)	(3,400)
8	960,000	983,400	16,700	(8,600)	(3,900)
9	1,080,000	1,112,300	18,900	(9,700)	(4,500)
10	1,200,000	1,242,600	21,100	10,800	(5,000)
15	1,800,000	1,915,400	32,500	16,700	(7,700)
20	2,400,000	2,625,800	44,600	23,000	10,600

男性

半年払（ボーナス時一時払）

半年払5口 50,000円加入の場合（保険料払込期間満了年齢：60歳）

積立 期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (約) (円)
1	100,000	98,800	(1,600)	(800)	(400)
2	200,000	198,600	(3,300)	(1,700)	(800)
3	300,000	299,500	(5,000)	(2,600)	(1,200)
4	400,000	401,500	(6,800)	(3,500)	(1,600)
5	500,000	504,500	(8,500)	(4,400)	(2,000)
6	600,000	608,600	10,300	(5,300)	(2,400)
7	700,000	713,800	12,100	(6,200)	(2,800)
8	800,000	820,200	13,900	(7,100)	(3,300)
9	900,000	927,700	15,700	(8,100)	(3,700)
10	1,000,000	1,036,400	17,600	(9,000)	(4,200)
15	1,500,000	1,597,600	27,100	14,000	(6,400)
20	2,000,000	2,190,100	37,200	19,200	(8,800)

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

パンフレットおよび上記に記載の給付額について

パンフレットおよび上記に記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入（増額）に際しては、積立期間にご留意ください。

また、既加入者の実際の給付額については、パンフレットおよび上記に記載の給付額と異なります。

1. パンフレットおよび上記に記載の給付額は次の（1）～（5）およびその他の一定の条件に基づいて計算しております。
 - （1）この保険契約全体の加入者数が月払8,431口、半年払1,260口を常に維持していることを前提とします。
 - （2）ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - （3）引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（2023年5月8日現在）および引受割合（2023年5月8日現在）に基づき計算しております。



※保険料払込期間満了日前に脱退された場合は、保険料払込期間満了時積立金を一時金でお支払いします。
 ※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

女性 月 払 月払10口 10,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢:60歳)

積立 期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (約) (円)
1	120,000	118,400	(2,000)	(1,000)	(400)
2	240,000	238,200	(4,000)	(2,000)	(800)
3	360,000	359,100	(6,100)	(3,100)	(1,200)
4	480,000	481,300	(8,100)	(4,200)	(1,700)
5	600,000	604,900	10,200	(5,300)	(2,100)
6	720,000	729,700	12,400	(6,300)	(2,600)
7	840,000	855,900	14,500	(7,500)	(3,000)
8	960,000	983,400	16,700	(8,600)	(3,500)
9	1,080,000	1,112,300	18,900	(9,700)	(3,900)
10	1,200,000	1,242,600	21,100	10,800	(4,400)
15	1,800,000	1,915,400	32,500	16,700	(6,800)
20	2,400,000	2,625,800	44,600	23,000	(9,400)

女性 半年払(ボーナス時一時払) 半年払5口 50,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢:60歳)

積立 期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (約) (円)
1	100,000	98,800	(1,600)	(800)	(300)
2	200,000	198,600	(3,300)	(1,700)	(700)
3	300,000	299,500	(5,000)	(2,600)	(1,000)
4	400,000	401,500	(6,800)	(3,500)	(1,400)
5	500,000	504,500	(8,500)	(4,400)	(1,800)
6	600,000	608,600	10,300	(5,300)	(2,100)
7	700,000	713,800	12,100	(6,200)	(2,500)
8	800,000	820,200	13,900	(7,100)	(2,900)
9	900,000	927,700	15,700	(8,100)	(3,300)
10	1,000,000	1,036,400	17,600	(9,000)	(3,700)
15	1,500,000	1,597,600	27,100	14,000	(5,700)
20	2,000,000	2,190,100	37,200	19,200	(7,800)

- (4) この保険契約における2023年4月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
- (5) 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。

4. 年度(2024年4月1日～2025年3月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになりません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

個人情報の取扱いに関する社会福祉法人福利厚生センターと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、社会福祉法人福利厚生センター（以下、「福利厚生センター」といいます。）を保険契約者とし、ソウェルクラブ会員事業所（以下、事業所といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、福利厚生センターおよび事業所は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、福利厚生センターがこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。福利厚生センターおよび事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、福利厚生センター、事業所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き福利厚生センター、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

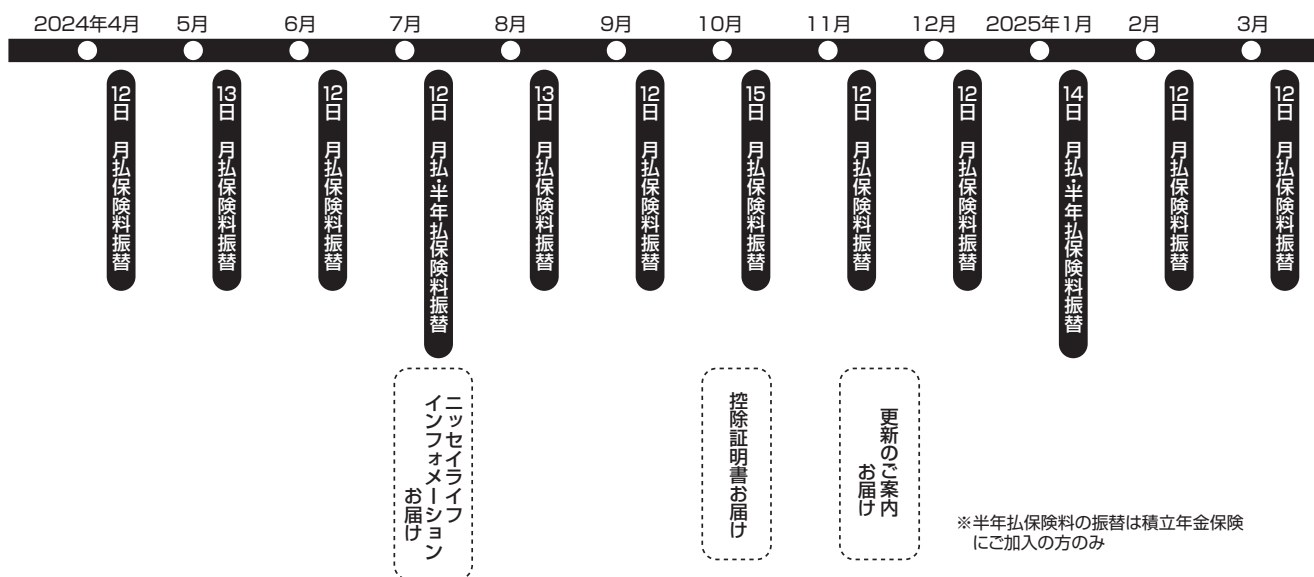
～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

●「障がい」の表記

「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ご加入後のスケジュールイメージ



ご 相 談 窓 口 等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

<団 体 お 問 合 せ 先> 福利厚生センター保険部 TEL:0120-134-666（通話料無料）

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社
法人サービスセンター

TEL:0120-563-925（団体生命保険・総合医療保険）（通話料無料）
TEL:0120-563-924（積立年金保険）（通話料無料）

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

団体生命保険（932-5604）、総合医療保険（900-95224）、積立年金保険（970-93000）

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】